

特許法(導入編)

(業)太陽国際特許事務所 法務・渉外室 中野浩和 著

(業)太陽国際特許事務所
(03)-3357-6277
mail@taiyo-nk.co.jp

<http://www.taiyo-nk.co.jp/>

[導入編]

知的財産法・知的財産権とは

知的財産法の特徴として、人の精神的活動により生み出される「もの」（無体物であって、有体「物」ではない）を、権利として保護することが政策的に定められていることがあげられる。

知的財産法は、大きく二つに分けることができる。まず、人の創造的活動により生み出されたものを保護する創作法であり、次に、人の精神的活動により生み出されるものには違いないが、創造的とまでは言えない事業活動に有用な技術上・営業上の情報を保護する標識法である。創作法に分類されるのが、特許法、実用新案法、意匠法、著作権法などであり、標識法に分類されるのが、商標法、不正競争防止法などである。この知的財産法の構造は、以下の条文に読み取ることができる。

知的財産基本法 第2条

この法律で「知的財産」とは、

発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、

商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2 この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

世界知的所有権機関を設立する条約 第2条

「知的所有権」とは、文芸、美術及び学術の著作物、実演家の実演、レコード及び放送、人間の活動のすべての分野における発明、科学的発見、意匠、商標、サービス・マーク及び商号その他の商業上の表示、不正競争に対する保護、に関する権利並びに産業、学術、文芸又は美術の分野における知的活動から生ずる他のすべての権利をいう。

知的財産権に関する各法律の目的

著作権法第1条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送

に関し著作権者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて**文化の発展に寄与**することを目的とする。

特許法第1条 この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、**発明を奨励**し、もつて**産業の発達に寄与**することを目的とする。

意匠法第1条 この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、**意匠の創作を奨励**し、もつて**産業の発達に寄与**することを目的とする。

商標法第1条 この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて**産業の発達に寄与**し、あわせて**需要者の利益を保護**することを目的とする。

不正競争防止法第1条 この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もつて**国民経済の健全な発展に寄与**することを目的とする。

民法との関係など

権利の種類の大略

物権的請求権（第三者に対しても働く権利）

人格権（譲渡することができない権利）

例：著作者人格権、発明者名誉権（大阪地判平 14.5.23、パリ条約 4 条の 3）

財産権（譲渡することができる権利）

例：所有権（物に対する支配権）

特許権、意匠権、商標権、著作権等（ものに対する支配権）

債権的請求権（当事者同士のみ働く権利）

例：損害賠償請求権、差止め請求権、履行請求権等

権利の発生原因

著作権の発生原因は、著作（思想又は感情を創作的に表現）すること。無方式主義。

特許権・意匠権・商標権等の発生原因は、特許庁の設定登録（特許法 66 条 1 項など）。

債権の発生原因は、契約、事務管理、不法行為、不当利得。

用語の注意

「著作権」という場合、財産権の意味で用いる場合と、これに著作者人格権を含めた意味で用いる場合とが混在する。どちらの意味で用いられているのか、文脈から読み取る必要があるので注意すること。

条文の構成

○条○項○号、という構成になっている。

項が 1 つしかなく、号がある場合、○条○号と呼ぶ